

小規模企業活力応援資金

(ア) 融資条件等

令和5年4月1日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を6月以上継続して営んでいる小規模企業者で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の会社（医療法人含む。）及び個人</p> <p>(2) 事業協同小組合で、保証対象事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が保証対象業種を行う者であるもの</p> <p>(3) 保証対象業種を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの</p> <p>(4) 保証対象業種を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの</p>																				
使途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	2,000万円 ※ 既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。																				
利率	1年以内：年1.8%、1年超3年以内：年2.0%、3年超5年以内：年2.1%、5年超7年以内：年2.3%又は変動金利																				
保証料率	<p>保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.69</td> <td>1.57</td> <td>1.41</td> <td>1.24</td> <td>1.04</td> <td>0.94</td> <td>0.74</td> <td>0.54</td> <td>0.39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（1.04%）となります。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.69	1.57	1.41	1.24	1.04	0.94	0.74	0.54	0.39
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.69	1.57	1.41	1.24	1.04	0.94	0.74	0.54	0.39												
割引料率	<p>担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割り引きます。</p> <p>鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割り引きます。 ※該当する場合は、登録証の写しが必要です。</p>																				
融資期間	<p>運転資金 5年以内（うち据置6月以内）</p> <p>設備資金 7年以内（うち据置6月以内）</p>																				
償還方法	毎月均等分割（融資期間が1年以内の融資にあつては、一括又は均等分割）																				
申込先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）																				
借入申込に必要な書類	<p>◇中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式）</p> <p>◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書</p> <p>◇鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し</p> <p>◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				

○その他融資条件の詳しい内容については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

